

いちはら
ファミリー・サポート・センター

◆ 入会のご案内 ◆



社会福祉法人市原市社会福祉協議会

〒290-0075 千葉県市原市南国分寺台 4 - 1 - 4
TEL 0436 - 24 - 0011 / FAX 0436 - 22 - 3031

いちはらファミリー・サポート・センターとは…

安心してゆとりある子育てができる環境づくりを目指し、子育ての手助けをして欲しい方（利用会員）と子育ての手助けをしたい方（協力会員）とで構成する会員組織で、地域において会員同士で子育てを助け合う相互援助活動です。

1. 会員について

協力会員 …子育ての手助けをしたい方

- * 市原市内に居住している方。
- * 心身ともに健康で、積極的に援助活動を行っていただける方。
- * 基礎研修と救命講習会を受けることが条件となります。

利用会員 …子育ての手助けをして欲しい方

- * 市原市内に居住している方。又は、市原市内に在勤の方。
- * 概ね生後 6 ヶ月～小学校 6 年生までのお子さんをお持ちの方。
- * 市原市、千葉市、四街道市に居住の方は、3 市の利用会員に登録し、利用することができます。

両方会員 …利用会員・協力会員の両方を兼ねることも出来ます。

- * 市原市内に居住している方。



2. 活動について

◎内容

- (1) 学校・保育施設の始業開始時間まで児童を預かること。
- (2) 学校・保育施設の終業終了時間後に児童を預かること。
- (3) 学校・保育施設へ児童を送迎すること。
- (4) 学校・保育施設の休日、その他の事由がある場合に、臨時的に児童を預かること。
- (5) 冠婚葬祭や子どもの学校行事等の際、児童を預かること。
- (6) その他、会員の仕事と家庭の両立のために必要な援助を行うこと。

◎時間

- * 午前7時～午後8時の時間帯において、育児の援助が必要な時間。
ただし、特別の事情の場合に限り、午前6時～7時と午後8時～9時まで延長することができます。
- * 援助時間は、1回につき最低1時間とし、以後30分を単位とします。

◎場所

- * 協力会員の自宅において行います。
ただし、やむを得ないと認められる場合は、利用会員の自宅または公共施設において行うことができます。
- * 児童の宿泊を伴う援助活動は行いません。

長期間・継続的な活動をお約束するものではありません。



3. 料金について（利用会員が協力会員に支払う料金）

◎金額

区分	報酬額
月～金曜日までの午前7時～午後8時 ※祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く	1人につき1時間 700円
土、日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）と 上記時間帯以外の時間	1人につき1時間 900円

- ① 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- ② 援助時間の端数
 - ・30分以下の場合は上記の金額の半額。
 - ・30分を超える場合は1時間当たりの金額。
- ③ 同一世帯で複数の児童を預ける場合
2人目以降については、1人につき、上記の条件により算定した額の2分の1に相当する額を加算します。
- ④ キャンセル料
利用会員が援助活動の依頼を取り消した場合、料金が発生します。
 - ・利用予定日の2日前までに申し出た場合 … 無料
 - ・利用予定日の前日までに申し出た場合 … 1時間あたりの金額
 - ・利用日当日に申し出た場合または無断取消し … 利用予定時間の全額
- ⑤ その他の実費
援助活動に要した以下の経費は、別途、実費を支払ってください。
 - ・対象児童の送迎等に要した交通費
 - ・協力会員が必要に応じて用意した飲食物、おむつ等の費用
 - ・その他、センターが実費相当と認めた費用

◎支払い方法

- * その日の援助活動終了後、協力会員に直接支払ってください。
- * キャンセル料は、当日または翌日までに協力会員に直接支払ってください。

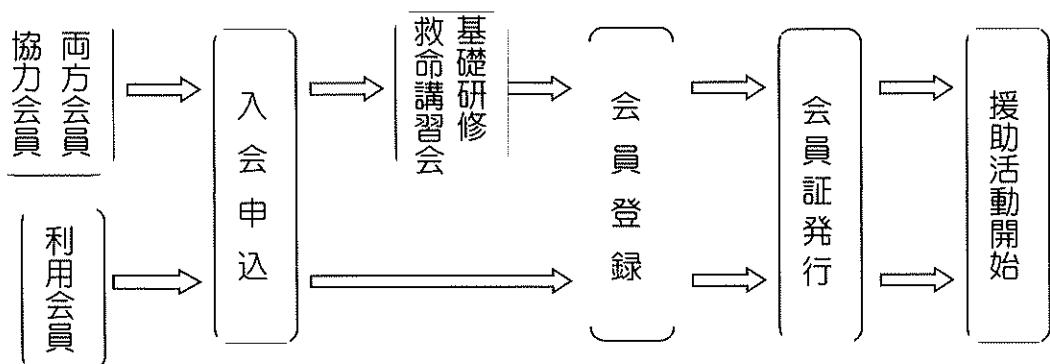


4. いちはらファミリー・サポート・センター受付時間

月曜～金曜 8：30～17：15
(祝日及び12/29～1/3の年末年始を除きます)

※ 入会申込・援助依頼は原則的に上記時間内にお願いします。

5. 入会の手続き



◎入会時に必要なもの

- 【協力会員】
- ・会員登録申込書（社会福祉協議会事務局にあります）
 - ・証明写真2枚（縦2.5cm×横2.0cm）
 - ・身分を証明するもののコピー1部（運転免許証・保険証など）
- 【利用会員】
- ・会員登録申込書（社会福祉協議会事務局にあります）
 - ・身分を証明するもののコピー1部（運転免許証・保険証など）
 - ・状況調査票（援助の必要な子どもについて）

※注意

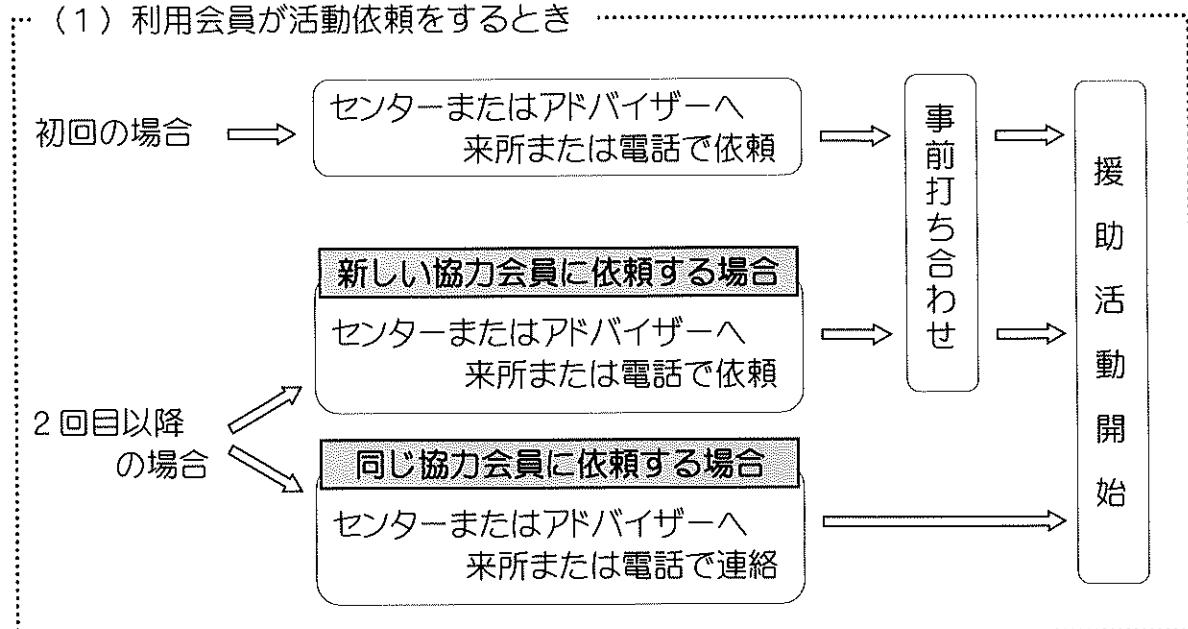
- ・申請後、登録内容に変更が生じた場合には会員登録変更届を提出してください。
- ・退会する時は、退会届を提出し、会員証の返還もしてください。

< 申請は 市原市社会福祉協議会へ持参。但し、利用会員のみ郵送可。 >



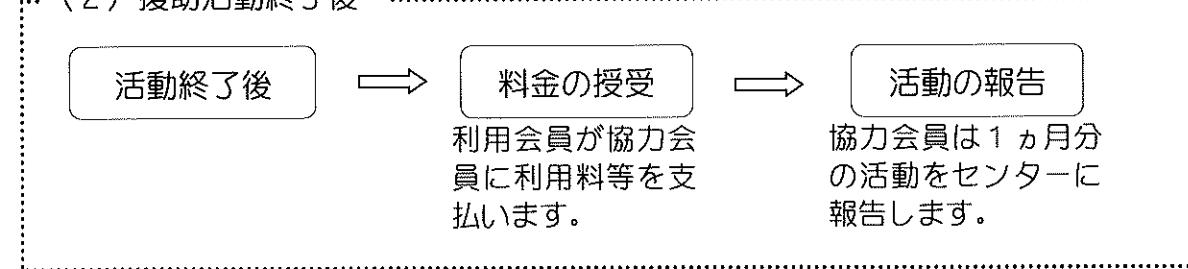
6. 基本的な活動の流れ

（1）利用会員が活動依頼をするとき



- * 依頼は、援助を必要とする日の5日前までにしてください。
- * 事前打ち合せはアドバイザー・利用会員（子ども同伴）・協力会員とで活動内容等を打ち合わせします。
- * 援助に必要なものは利用会員が用意してください。
- * 利用会員は依頼するとき、またはキャンセルする（した）ときは必ずセンターに報告してください。

（2）援助活動終了後



- * 協力会員は活動終了後「援助活動報告書」を記入し、利用会員の確認印をもらいます。
- * 協力会員は、「援助活動報告書」を1ヵ月分まとめて、翌月10日までにセンターに提出してください。



7. 補償保険について

援助活動中に発生した事故などについては、基本的には当該事故に係る当事者間において解決していただきますが、いちはらファミリー・サポート・センターでは、それらの事故などに備えるために、会員になると傷害保険・賠償責任保険に加入します。

保険の掛金はセンターが負担します。会員負担はありません。

但し、車を使用した送迎の事故については、一部を除きセンター保険の対象外となります。

8. お互い気持ちよく活動するために

～本会の活動の趣旨を理解し、きまりを守りましょう。～

1. お互いのプライバシーを守りましょう。会員でなくなった後も同じです。
2. 約束した時間は必ず守りましょう。
3. 事前の打ち合わせを充分に行い、お互いに内容を納得した上で活動しましょう。
4. 利用会員は、依頼した援助内容以外のことを協力会員に要求しないでください。
5. 活動中に事故が発生した場合、協力会員は速やかに利用会員およびセンターに連絡してください。
6. 会員は会員証を携帯し、請求があったときは提示してください。

